

最近の税制動向

復興財源のための税制

東日本大震災からの復興財源を賄う臨時増税案の輪郭が、与野党でようやく合意されました。

消費税引き上げも国際公約

また野田佳彦首相は、カンヌで開催されたG20 首脳会議（サミット）で、先進国で最悪の財政状況にある日本の財政再建への取り組みについて将来の消費税引き上げ方針を明言。行動計画にも、2010年代半ばまでに消費税を段階的に10%まで引き上げるための法案を今年度内に提出することを国際公約しました。

復興増税と消費税の見通しまとめ

		増税期間		増税額	
復興特別所得税		2013年1月～ 2037年12月	25年	税率2.1%	7.5兆円
復興特別法人税		2012年4月～ 2015年3月	3年	税率3%	2.4兆円
個人所得税		0.77兆円			
	①均等割分	2014年6月～ 2024年5月	10年	年1000円	0.6兆円
	②退職所得控除廃止	2013年1月～	10年		0.17兆円
たばこ税		見送り			
消費税		2013年夏から税率7～8%に 2015年までに10%に？		年5兆円 年12.5兆円	

平成23年度税制法案の再修正

平成23年度税制改正のうち、相続税の増税などに関する施行期日の見直し等が行われて再修正されました。

	主な項目	改正案の内容
所得税	給与所得控除に上限を設定（給与収入が1,500万円超などの場合は一律245万円）	改正に係る源泉徴収の適用時期を平成24年7月1日に変更
法人税	法人税率の引き下げ等	施行時期を、平成24年4月1日以後に開始する事業年度とする。
	中小企業者等の軽減税率	適用期限を、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度とする。
相続税	基礎控除	3,000万円（現行5,000万円）+600万円（現行1,000万円）×法定相続人数
	死亡保険金非課税	500万円×法定相続人の数※※未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定
	税率構造	最高税率を50%から55%に引き上げ、8段階の累進税率に
	※施行時期は平成24年1月1日から	
贈与税	暦年課税の税率構造	最高税率を50%から55%に引き上げ、8段階の累進税率に
	※施行時期は平成24年1月1日から	1.受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加。 2.贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ

※税制改正法案は平成23年11月15日現在、国会で審議中であり成立時期は未定です。